質問第七号

旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられていたことを示す厚生労働省の公文書に対

する外務省の対応等に関する質問主意書

提 鈴 木 宗 男

出 者

旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられていたことを示す厚生労働省の公文書に対

する外務省の対応等に関する質問主意書

昨年十二月、 麻生太郎内閣総理大臣の親族が経営していた旧麻生鉱業の炭坑において、 第二次世界大戦

中、三百人の外国人捕虜が強制労働させられていたこと(以下、 「強制労働問題」という。)を示す公文書

(以下、「公文書」という。)が厚生労働省で見つかっている。右を踏まえ、質問する。

「公文書」の存在を外務省が知ったのはいつか。その具体的な日にちを明らかにされたい。

「強制労働問題」については、二〇〇六年六月、インターナショナルヘラルドトリビューン紙が既に報

じており、 その際外務省は、 当時外務大臣の任に就いていた麻生総理の指示で、 在ニューヨーク日本国総

領事館のHPに、 「強制労働問題」を否定する文章(以下、 「文章」という。)を掲載する措置をとって

いる。当時外務省がその様な措置をとった理由を説明されたい。

三「文章」は現在HPから削除されていると承知するが、 削除はいつなされたのか。その具体的日にちを

明らかにされたい。

匹 「文章」の削除並びにその理由について、 外務省はどの様な方法をもって国民に説明を行ったか。

Ŧī. 「公文書」が示すとおり、 第二次世界大戦当時、 旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられて

る。 11 たことは事実であり、 それなのに、二〇〇六年当時、 本年一月六日の衆議院本会議においても、 外務省が「文章」にある様に、 麻生総理はその事実を明確に認 「強制労働問題」を否定したのはなぜ いめてい

か。 いかなる根拠を基に、 外務省は当時その様な判断を下したのか説明されたい。

六 昨年十二月十八日に行われた参議院外交防衛委員会において中曽根弘文外務大臣は、 藤田幸久参議院議

員の質問に対して「麻生総理の外務大臣在任中に、 外務省におきまして必要な確認は行いました。」と、

麻生総理が外務大臣の任に就いていた時に、 「強制労働問題」について外務省として必要な確認を行って

11 る旨の答弁をしているが、 右答弁にある確認につき、 ①確認が行われた具体的日にち、 ②確認を行った

担当責任者の官職氏名、 ③確認の具体的方法、 ④確認を行うことを決めた決裁書並びに確認を記録した文

書の有無の四点につき、それぞれ明確に説明されたい。

七 二〇〇六年当時、 外務省は「強制労働問題」についての判断、 対応を誤ったことを認めるか。

右質問する。